

母子家庭自立支援給付金事業における高等技能訓練促進費の支給

— 厚生労働省からの回答要旨 —

標記について、平成 24 年 12 月 26 日に厚生労働省にあっせんしたところ、あっせん内容に基づき、12 月 27 日付けで各都道府県、指定都市及び中核市に対し以下のとおり通知を行うとともに、併せて各管内市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村への通知を依頼した旨の回答がありました。

- 1 高等技能訓練促進費の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、高等技能訓練促進費を支給しないこと。
- 2 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等技能訓練促進費の支給を再開することができる。この場合において、休学により高等技能訓練促進費を支給しなかった期間は、母子及び寡婦福祉法施行令第 30 条第 4 項の規定に定める「修業する期間」に含めないものとする。